

## 傍聴される皆様への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
- 4 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 5 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 6 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
- 7 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 8 飲食はしないでください。
- 9 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 10 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
- 12 その他、座長及び事務局職員の指示に従ってください。

事務局

<申込先>

厚生労働省 労働基準局 補償課 職業病認定対策室 職業病認定業務第1係

メールアドレス：hoshouka-ninichi@mhlw.go.jp FAX：03（3502）6488

→FAX 送信先 03 (3502) 6488

## 傍聴申込用紙

厚生労働省 労働基準局 補償課 職業病認定対策室 職業病認定業務第1係 宛

第1回精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会の傍聴を希望します。

|                   |  |
|-------------------|--|
| (フリガナ)<br>傍聴希望者氏名 |  |
| 住 所               |  |
| 電話及びFAX番号         |  |
| メールアドレス(注1)       |  |
| 勤務先又は所属団体<br>(注2) |  |
| 備 考               |  |

(注1) メールアドレスを記入いただければ、傍聴希望者多数により抽選となった場合、落選のご連絡をメールにて回答いたします。

(注2) 差し支えなければご記入下さい。

## 精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会開催要綱

## 1 趣旨・目的

業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成 23 年 12 月に策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき労災認定を行っているところであるが、精神障害に係る労災請求件数は、平成 30 年度には 1,820 件ののぼり、6 年連続で過去最多を更新しており、今後も増加が見込まれる状況にある。

また、認定基準の策定以降、働き方の多様化が進み、労働者を取り巻く職場環境が変化する中、令和元年 6 月にはパワーハラスメント対策が法制化されるなど、新たな社会情勢の変化も生じている。

このような状況を踏まえ、大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が、臨床精神医学者や労働者災害補償保険法等に精通した専門家に参集を求め、最新の医学的知見に基づき、専門的見地から認定基準について検討を行うこととする。

## 2 検討事項

- (1) パワーハラスメント対策の法制化を踏まえた認定基準の検討
- (2) 精神障害に関する最新の医学的知見等を踏まえた認定基準の検討
- (3) その他

## 3 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学及び法学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。また、必要に応じ、分科会を開催することができる。

## 4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、検討事項に個人情報等を含み、特定の個人の権利又は利益を害するおそれがあるときは非公開とする。
- (2) 上記(1)ただし書きの場合において、本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。
- (3) 本検討会の参集及び運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室で行う。
- (4) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和元年 11 月 11 日から施行する。

## 精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会 参集者名簿

| 氏名                    |  |
|-----------------------|--|
| あべ みお<br>阿部 未央        | 山形大学 人文社会科学部 准教授                                       |
| あらい みのる<br>荒井 稔       | 日本私立学校振興・共済事業団<br>東京臨海病院 健康医学センター長                     |
| くろき のぶお<br>黒木 宣夫      | 東邦大学 名誉教授<br>勝田台メディカルクリニック 院長                          |
| こやま よしこ<br>小山 善子      | 石川産業保健総合支援センター 所長<br>金城大学 医療健康学部 特任教授                  |
| しなだ みつぎ<br>品田 充儀      | 前労働保険審査会 会長  |
| たなか かつとし<br>田中 克俊     | 北里大学大学院 産業精神保健学 教授                                     |
| にしむら けんいちろう<br>西村 健一郎 | 京都大学 名誉教授  |
| まるやま そういちろう<br>丸山 総一郎 | 神戸親和女子大学 発達教育学部 教授                                     |
| みしば たけのり<br>三柴 丈典     | 近畿大学 法学部 教授  |
| やまぐち こういちろう<br>山口 浩一郎 | 上智大学 名誉教授  |
| よしかわ とおる<br>吉川 徹      | 独立行政法人労働者健康安全機構<br>労働安全衛生総合研究所<br>過労死等防止調査研究センター 統括研究員 |

(50音順、敬称略)